

泌尿器・生殖器部会（第4回）の論点

第I 障害の区分に関する基本的考え方

現行省令は、胸腹部臓器の機能の低下による労働能力に与える支障の程度に応じて障害等級を定めていることから、この考え方としたがって、障害等級を区分することが適當である。

この考え方によった場合、これまでの議論による以下の結論等と整合するか検討する。

非尿禁制型尿路変向術>尿禁制型尿路変向術

第II 頻尿

- 1 頻尿という症状を認定するに当たり、主訴にとどまらない客観的・統一的な指標が必要であることから、一定以上の回数を課することが適當としてよいか検討する。
- 2 頻尿の要件として、1日8回以上ということは適切か検討する。

第III じん臓の障害

1 じん不全

(1) 治ゆの判断

以下のとおりとしてよいか検討する。

尿毒症及びじん不全期については、積極的な治療が必要であるから治ゆとすることは適當ではない。

じん不全に至らないじん機能低下について、障害として評価することが適當

(2) 障害等級

じん機能の低下に応じて各種の身体症状を呈し、労務に支障を与えるから、じん機能の低下の程度に応じて障害等級を定めることは適當か検討する。

また、その場合、日本じん臓学会の「腎疾患の生活指導ガイドライン」を踏まえて検討し、以下のとおりとすることが適當か検討する。

高度低下 第9級の7の3

中等度低下 第11級の9

軽度低下 第13級（新設した場合）

2 一側のじん臓の亡失

(1) 一側のじん臓の亡失の影響

じん臓は予備能が大きく、一側のじん臓を亡失した場合においても特段の症状を生じないのが通常であるが、残ったじん臓に負担がかかることによってじん機能の低下を来しやすくなると理解してよいか検討する。

(2) 障害等級

上記の理解を前提とすると、一側のじん臓を亡失した場合においては、それ自体について一定の評価をすべきであり、通常の場合よりも上位の等級に位置づけることが適当か検討する。

一側のじん臓の亡失かつ高度低下 第7級の5

一側のじん臓の亡失かつ中等度低下 第9級の7の3

一側のじん臓の亡失かつ軽度低下 第11級の9

一側のじん臓の亡失 第13級（新設した場合）

3 慢性じん孟じん炎

どちらの方向性をとるのが適当か検討する。

① 慢性じん孟じん炎に着目して認定基準を定める必要はないとする方向 理由

急性症状の再燃期には、療養の対象とすべきであり、一方慢性期には症状が軽度であること、慢性じん孟じん炎じん機能が低下した場合にはこれを評価できること

② 慢性じん孟じん炎は、一側のじん臓を亡失した場合の考え方と同様とする方向

理由

急性症状の再燃期には、療養の対象とすることは適当であるが、急性症状が再燃しやすくなったという器質的な変化に着目することが適当であること

4 水じん症

以下の理由から、水じん症に着目して認定基準を定める必要はないとしてよいか検討する。

症状が軽度であること、治療にもかかわらず残ったじん機能が低下した場合にはこれを評価できること、また、尿路変向術を評価できること